

○保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置等に関する事務取扱規程
(平成3年10月29日公委規程第7号)

[沿革] 平成17年3月公委規程第1号、28年3月第3号、31年4月第3号改正

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 適用地域に在る自家用自動車の保有者に対する措置(第3条―第10条)

第3章 適用地域に在る運送事業用自動車の保有者に対する措置(第11条・第12条)

第4章 報告又は資料の提出(第13条)

第5章 委任(第14条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号。以下「法」という。)の規定に基づき、奈良県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が行う保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置及び報告又は資料の提出要求に関する事務の取扱手続について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運送事業用自動車 法第13条第2項の運送事業用自動車をいう。
- (2) 自家用自動車 運送事業用自動車以外の自動車をいう。
- (3) 適用地域 法附則第4項の規定により法第8条から第10条までの規定が適用される地域をいう。

第2章 適用地域に在る自家用自動車の保有者に対する措置

(審査)

第3条 公安委員会は、自家用自動車について、警察署長(以下「署長」という。)から法第8条の規定に基づき通知書(別記様式第1号)により通知があったときは、法第9条第1項の規定による自動車の運行供用の制限(以下「運行供用制限」という。)の要件に該当するかどうかを審査するものとする。

(聴聞)

第4条 法第10条第1項に規定する聴聞は、聴聞及び弁明等の機会の供与に関する規則(平成2年8月奈良県公安委員会規則第6号)の規定に基づいて行うものとする。

(運行供用制限命令の決定)

第5条 公安委員会は、聴聞が終結し、又は法第10条第2項の規定により聴聞を行わない場合において、道路上の場所以外の場所に自動車保管場所が確保されていると認められないときは、運行供用制限を命令するものとする。

(処分の執行)

第6条 公安委員会は、運行供用制限を命ずるときは、処分を受ける自動車の保有者（以下「被処分者」という。）に対し、自動車運行供用制限書（別記様式第2号）を交付し、処分に係る自動車（以下「被処分自動車」という。）の見やすい箇所に、法第9条第2項に規定する標章（以下「運行禁止標章」という。）をはり付けるものとする。

(処分の解除)

第7条 公安委員会は、法第9条第3項の規定に基づき、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号）別記様式第7号の自動車保管場所確保申告書による保管場所確保の申告を受理したときは、速やかに当該申告に係る保管場所の位置に、被処分自動車の保管場所が確保されているかどうかを確認するものとする。

2 公安委員会は、前項の規定に基づく確認を行ったときは、被処分者に対し確認通知書（別記様式第3号）を交付するとともに、はり付けた運行禁止標章を取り除くものとする。

(処分事案の移送)

第8条 公安委員会は、第3条の審査の結果、運行供用制限の要件に該当するものうち、自動車の使用の本拠の位置（以下「使用の本拠地」という。）が、他の都道府県公安委員会の管轄区域内に在るものについては、自動車運行供用制限事案移送通知書（別記様式第4号）に関係書類を添付して、当該公安委員会に移送するものとする。

(処分の執行及び解除の依頼)

第9条 公安委員会は、処分を行うことを決定した後、被処分自動車の使用の本拠地が、他の都道府県公安委員会の管轄区域に変更された場合は、変更後の使用の本拠地を管轄する公安委員会に対し、処分の執行及び処分の解除の手続を行うことを依頼するものとする。

2 処分の執行依頼は、自動車運行供用制限処分執行等依頼書（別記様式第5号）に自動車運行供用制限書、運行禁止標章その他の関係書類を添付して行うものとする。

(処分の執行依頼の受理及び解除の通知)

第10条 公安委員会は、他の都道府県公安委員会から処分の執行の依頼を受けたときは、

速やかに処分を執行するとともに、その結果について、処分の執行の依頼をした都道府県公安委員会に対し、通知するものとする。

2 前項の場合において、自動車の保有者が自動車の保管場所を確保していることを確認したときは、処分の執行の依頼をした都道府県公安委員会から確認通知書の送付を受け、処分の解除のための各手続を行い、当該公安委員会に対し、関係書類を添付して手続の終了を通知するものとする。

3 処分の執行及び解除の手続については、第6条及び第7条の規定を準用する。

第3章 適用地域に在る運送事業用自動車の保有者に対する措置

(運送事業用自動車通知)

第11条 公安委員会は、運送事業用自動車について、署長から法第8条の規定に基づき、運送事業用自動車通知書（別記様式第6号）により通知があったときは、法第13条第2項に定める通知の要件に該当するかどうかを審査するものとする。

2 公安委員会は、審査の結果、通知の要件に該当すると認めるときは、運送事業用自動車通知書（別記様式第7号）により地方運輸局奈良陸運支局に対し、通知するものとする。

(通知事案の移送)

第12条 前条第1項の場合において、使用の本拠地が他の都道府県公安委員会の管轄区域内にあるものについては、運送事業用自動車通知事案移送書（別記様式第8号）に関係書類等を添付して当該公安委員会に移送するものとする。

第4章 報告又は資料の提出

(報告又は資料の提出)

第13条 公安委員会は、法第12条の規定による報告又は資料の提出を求める場合は、報告・資料提出要求書（別記様式第9号）により行うものとする。

第5章 委任

(本部長への委任)

第14条 この規程の施行に関し必要な事項は、警察本部長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成3年10月29日から施行する。

(奈良県公安委員会公印規程の一部改正)

2 奈良県公安委員会公印規程（昭和36年8月奈良県公安委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(奈良県公安委員会事務専決規程の一部改正)

- 3 奈良県公安委員会事務専決規程(昭和42年4月奈良県公安委員会規程第1号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(指定講習機関の指定等に関する事務取扱規程の一部改正)

- 4 指定講習機関の指定等に関する事務取扱規程(平成2年8月奈良県公安委員会規程第2号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則 (平成17年3月31日公委規程第1号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日公委規程第3号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月26日公委規程第3号)

(施行期日)

- 1 この規程は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法(平成29年法律第63号)の施行の日(平成31年4月30日)の翌日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正前の規程により作成された様式用の用紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

奈公委第 号

年 月 日

公安委員会 殿

警察署長



通 知 書

下記の自動車については、保管場所が確保されていないおそれがあるものと認めためので、自動車の保管場所の確保等に関する法律第8条の規定により、通知する。

自動車の番号標の位置		
自動車の使用の本拠の位置		
自動車の所有者	住 所	〒 () () 局 番
	氏 名	
保管場所が確保されていない おそれがあるものと認めた理由		
添付書類		<input type="checkbox"/> 自動車保管場所確保状況回答書 <input type="checkbox"/> 現認報告書 <input type="checkbox"/> 保管場所法切符 <input type="checkbox"/> 交通反則切符 <input type="checkbox"/> 交通切符 <input type="checkbox"/> その他 ()

（表）

奈良県公安委員会達第		号	年	月	日
自動車運行供用制限書					
住所					
氏名					
奈良県公安委員会					印
自動車の保管場所の確保等に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり自動車の運行供用を制限します。					
命令の年月日		年 月 日			
自動車の番号標の番号					
自動車の使用の本拠の位置					
自動車の所有者	住所				
	氏名				
命令の理由					
裏面の注意事項をよく読んでください。					

(裏)

注 意 事 項

- 1 運行供用が制限された自動車については、公安委員会により、保管場所が確保されている旨の確認を受けるまでの間は、運行してはいけません。
運行した場合は、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処されます。
- 2 保管場所を確保した場合は、自動車保管場所確保申告書により公安委員会に申告し、保管場所を確保した旨の確認を受けてください。
- 3 この処分について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、奈良県公安委員会に対し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)
- 4 この処分については、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、奈良県(訴訟において奈良県を代表する者は奈良県公安委員会となります。)を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記3の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 5 その他不明な点は、下記の連絡先に問い合わせてください。

連絡先

奈良市登大路町80番地

奈良県警察本部交通部交通規制課

電話 (0742) 23-0110

奈公委第 号
年 月 日

殿

公安委員会

印

確 認 通 知 書

下記の自動車については、下記の位置に保管場所が確保されたことを確認したので、通知します。

自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠地の位置		
自動車の保有者	住所	
	氏名	
確保した保管場所の位置		

奈公委第 号

年 月 日

公安委員会 殿

警察署長



自動車運行供用制限事案移送通知書

下記の自動車については、使用の本拠の位置が貴公安委員会の管轄区域内に在るので、自動車運行供用制限事案を移送します。

自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
自動車の保有者	住所	〒 () () 局 番
	氏名	
保管場所が確保されていない おそれがあるものと認めた理由		
添付書類		<input type="checkbox"/> 自動車保管場所確保状況回答書 <input type="checkbox"/> 現認報告書 <input type="checkbox"/> 保管場所法切符 <input type="checkbox"/> 交通反則切符 <input type="checkbox"/> 交通切符 <input type="checkbox"/> その他 ()
備考		

奈公委第 号
年 月 日

公安委員会 殿

公安委員会

印

自動車運行供用制限処分執行等依頼書

下記の自動車については、使用の本拠の位置が貴公安委員会の管轄区域内に変更されたので、運行供用制限処分を執行すること及び当該処分に係る自動車の保有者が保管場所を確保した場合における処分の解除のための手続を行うことについて依頼します。

自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
自動車の保有者	住所	
	氏名	
命令の理由		
備考		

奈公委第 号
年 月 日

公安委員会 殿

公安委員会

印

運送事業用自動車通知書

下記の自動車については、保管場所を確保していないおそれがあるものと認められたので、自動車の保管場所の確保等に関する法律第8条の規定により、通知する。

自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
自動車の所有者	住所	〒 () () 局 番
	氏名	
保管場所が確保されていないおそれがあるものと認められた理由		
添付書類		
備考		

第 号
年 月 日

殿

公安委員会

印

運送事業用自動車通知書

下記の自動車の所有者である運送事業者は、保管場所を確保していないおそれがあると認めたので、自動車の保管場所の確保等に関する法律第13条第2項の規定により、通知します。

自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
運送事業者	所在地	
	氏名	
保管場所が確保されていないおそれがあるものと認めた理由		
添付書類		

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

奈良県公安委員会

印

運送事業用自動車通知事案移送書

下記の自動車については、使用の本拠の位置が貴公安委員会の管轄区域内に在るので、運送事業用自動車通知事案を移送します。

自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
自動車の所有者	住所	
	氏名	
保管場所が確保されていないおそれがあるものと認めた理由		
添付書類		
備考		

奈公委第 号
年 月 日

殿

奈良県公安委員会

印

報告・資料提出要求書

自動車の保管場所の確保等に関する法律第12条の規定に基づく、下記のとおり報告・資料提出を求めます。

報 告 事 項	
提 出 資 料	
報告・資料提出の期日	

備考1 報告事項については、同封の報告・資料提出回答書により回答してください。

2 提出資料については、同封の報告・資料提出回答書に資料を添付して回答してください。

3 報告・資料提出回答書及び資料は、下記の連絡先まで持参又は郵送してください。

4 報告又は資料を提出せず、又は虚偽の回答をした場合は、10万円以下の罰金に処されることがあります。

連絡先

〒 ()

奈良県警察本部交通部交通規制課規制第1係

(0742-23-1101 内線3768)

警察署 課 係

(内線)